



フレッシュ生衛信州 令和6年11月号

11月は「標準営業約款の普及登録促進月間」です

標準営業約款制度（Sマーク）は消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度に基づいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の理容店、美容店、クリーニング店、そば店、一般飲食店では、店頭や店内にSマークを掲げており、安心と安全を約束する信頼のできるお店といえます。

(公財)全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県の生活衛生営業指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省の後援、各関係機関等の協力を得ながら、同制度の周知、登録の推進を図っています。未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター
電話：026-235-3612

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety (安全)

まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。

Standard (安心)

確かな技術。きめ細やかな対応など、お客様に提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

Sanitation (清潔)

美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行いお客様に気持ちのよいサービスをお約束します。



インターンシップ事業を行いました

生衛組合では、生活衛生業界の後継者の育成などを目的に、小中学生や高校生を対象に、インターンシップ事業を行っています。

10月18日、茅野市立宮川小学校で行われた生き方教育事業（宮川ドリームゼミ～子どもたちが夢と輝く未来を見つける時間～）に、県美容業生活衛生同業組合が参加しました。

同組合は美容体験学習の講師を務め、3年～6年生の希望者54名が参加。2人1組になり、ウィッグを使用してカットと髪を巻くワインディングを体験しました。

ワインディングは上手な子も多い一方、カットでは、まっすぐに切るのは見た目より難しく、子どもたちも苦心していましたが、皆楽しそうでした。

組合では、11月に茅野市内の中学校でも体験学習を実施する予定です。



信州経営塾を開催しました

9月30日、松本市の県理容会館で、長野県理容生衛組合と長野県指導センターが共催し、信州経営塾を開催、23名が参加しました。

あずさ税理士法人の奥原清税理士が「基礎から学ぶ資産形成と補助金活用術」をテーマに講演。

理容組合では、個人事業主が多いことを踏まえ、資産形成の実例が紹介されました。貯蓄、小規模企業共済、iDeCo、NISA、保険について、それぞれの目的、所得控除、流動性、運用、保障面の比較、総合評価について説明がありました。資産形成に直結するので、経営者の健康管理が大切であると話されました。

理容組合には、優れた共済制度があるので加入を促進し、福利厚生の上昇を図ることも重要とのお話があり、雇用や職場に関する厚生労働省の助成金についても説明がありました。参加した皆さんは、熱心に聴講されていました。



11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体と連携して、生活衛生業の新規業者の組合加入促進や生衛組合の周知広報、組合活動活性化のための取組を重点的に展開しています。

各組合は、11月を中心に、広報啓発活動や組合加入勧奨活動、衛生管理セミナーなどを実施します。長野県生活衛生営業指導センターでは、広報事業や、新規開業店舗等に対して組合加入を呼びかけるダイレクトメールの送付などを行います。



生活衛生同業組合は、組織の力を生かした事業や特典で、あなたのお店を強力サポートします
(各都道府県・特別区・中核市・国に拠ります)

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター

